

市県民税・国民健康保険税の申告、2月16日(木)から

平成23年分市県民税・国民健康保険税の申告が2月16日(木)から始まります。

詳しくは、後日お知らせします日程表をご確認いただき、必要な書類を持参の上、申告してください。

●申告対象者

- ▼平成24年1月1日現在、阿蘇市に住所がある方
- ▼営業、農業などの事業収入や不動産収入がある方
- ▼国民健康保険に加入されている方
- ▼給与所得が2ヶ所以上あり年末調整をされなかった方
- ▼報酬、料金、契約金及び賞金等の支払を受けた方
- ▼医療費控除等その他の所得控除を受ける方
- ▼肉用牛の売却による農業所得の特例を受ける方

▼家内労働者等の事業所得等(保険外交員など)の所得計算の特例を受ける方

●申告をしなかった場合は金融機関等に必要所得証明書などの交付ができません。

▼国民健康保険税の軽減措置が受けられません。

▼その他市営住宅家賃や保育料の算定などに支障をきたす場合があります。

●事業主の皆さまへ

平成23年中に給与、賃金などを支払った場合は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、すべての受給者に交付することになっていきます。
また、「給与支払報告書」は、職業形態、支払い金額にかかわらず受給者の平成24年1月1日現在、住所のある市町村に、1月31日(木)までに提出してください。

**必ずチェック！
平成24年度の主な税制改正**

扶養控除の見直し

『所得控除から手当てへ』等の観点から、子ども手当での創設とあいまって、年少扶養親族(扶養親族のうち、年齢16歳未満のものをいう。)に対する扶養控除が廃止されます。(図①)
※年少扶養控除は廃止となりますが、個人市県民税や保育料、住宅使用料などの算定に扶養親族の数が用いられているため、16歳未満の扶養親族について申告が必要となります。

また、高校実質無償化に伴い、特定扶養親族(16歳以上23歳未満)のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分12万円(所得税25万円)を廃止し(図②)、扶養控除の額が33万円(所得税38万円)とされます。

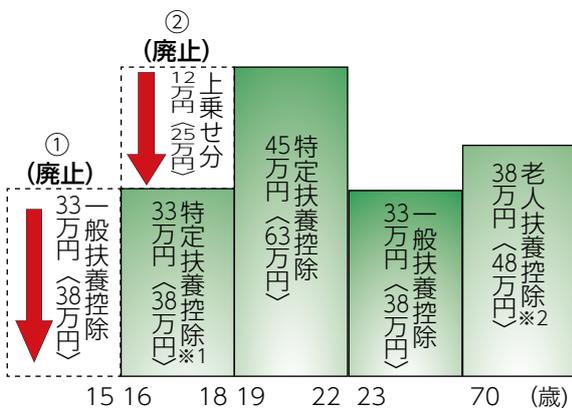
**寄附金税額控除適用
下限額引き下げ**

個人市県民税の寄附金控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられ、より小額の寄附でも税額控除の対象となります。

また、寄附金控除の適用を受ける場合は通常は証明書の添付が原則ですが、東日本大震災に係る寄附金・義援金については、次のいずれかの書類を添付することで控除の対象となります。

- ① 募金団体が当該納税者に交付した受領書や預り証(原本)
- ② 振込依頼書の控え又は郵便振替で支払った場合の半券(ともに原本に限る)及びそれらが募金団体により設けられた義援金等の専用口座であることが確認できる新聞記事・募金要綱等の写し
- ③ 新聞社等が募金団体の場合は寄附者の氏名等を掲載した新聞記事等

【図】個人市県民税扶養控除等の全体像



○適用期間は市県民税は平成24年度から、所得税は平成23年分からです。
○〈 〉内は所得税の額。
※1 16～19歳未満の特定扶養控除は、一般扶養控除に移行。
※2 同居老親の場合45万円(58万円)。

●**身体の不自由な方や高齢者の方へ**
 期間中、申告に来ることができない場合は必ず連絡をしてください。

保険料(税)の納付証明書の発行

所得税の確定申告書を提出する際、納付証明書の添付は義務付けられておりませんが、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払額を証明するものとして、本庁及び各支所において、無料にて納付証明書を発行しております。必要とされる場合はお手数ですが、窓口にて申請下さい。

平成23年度償却資産の申告

会社や個人で事業（製造業・農林業・サービス業・建設業等）を行っている人で、平成23年1月1日現在、阿蘇市内に償却資産を所有している方は、地方税法の規定により、所有状況を1月31日

までに申告していただく必要があります。

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することのできる、構築物（舗装路面、門、塀、広告塔など）、機械及び装置（各種加工製造用機械、農業用機械など）、車両及び運搬具（大型特殊自動車など。ただし、自動車税及び軽自動車税の対象となるものについては対象外）、工具器具及び備品（商品陳列棚、パソコン、レジスターなど）があり、資産の多少に関わらず申告が必要です。

●**申告方法**

償却資産課税台帳および所得税の減価償却費などの資料を基に、12月下旬に郵送しました申告書を期限までに提出してください。

※新規に事業を開始された方や、償却資産を所有されていて申告書が郵送されなかった方は、市民部税務課資産税係までご連絡ください。

固定資産のこと、しっかり把握していますか

●**提出期限** 1月31日
 ●**提出先** 税務課資産税係または各支所市民係

みなさん！ご自身の固定資産についてしっかりと把握をされていますか？
 固定資産税（土地・家屋・償却資産）は、1月1日現在、所有者として登記（登録）されている方に課税されます。

しかしながら、家屋の滅失もれや未登記家屋の所有権移転などについては、適正に把握することが困難なため、課税誤りや課税もれとなっている可能性があります。

税務課及び各支所にて『名寄帳証明書』を取得されるか、毎年5月に送付する『固定資産税納税通知書』の課税明細書をご覧になり、ご自身の固定資産との照合をお願いします。
 また、平成23年中において次に該当する物件がありましたら、お手数で

すが税務課資産税係までご連絡下さい。
 ▼家屋の新築、増築、取り壊し
 ▼未登記家屋の売買、贈与等による所有権移転
 ▼家屋の用途変更（住宅から店舗への変更など）
 ▼土地の利用状況の変更（地目の変更など）

旧波野村地区の土地を所有されている方へ

旧波野村地区の土地の課税につきましては、地籍調査により地積が増加した場合、例外規定として地籍調査前の地積で課税を行ってまいりました。

しかしながら、旧阿蘇町地区全域及び旧一の宮町地区（一部）の地籍調査完了地域については、すでに地籍調査後の地積（登記地積）で課税されていることから、税負担の公平性等を総合的に考慮した結果、旧波野村地区の地籍調査完了地域についても平成24年度から、地籍調査後の地積（登記地積）により課税することとしました。

また、今後地籍調査により登記が完了した地域においても同様の取り扱いとなります。

なお、平成24年度から地籍調査後の地積（登記地積）で課税となる地域は、次のとおりです。
 『通知書』の課税明細書をご覧になり、ご自身の固定資産との照合をお願いします。

阿蘇市波野大字	滝水全域
中江の一部	
赤仁田全域	

ご不明な点があればお気軽にお問合せ下さい。（広報あそ8月号にも掲載しています。）

問い合わせ

税務課 市民税係
 税務課 資産税係

☎ 22-3148
 55-3148

